

設備外積載許可申請について (選挙運動用自動車)

1 申請手続等

- (1) 申請には、設備外積載許可申請書に
 - ① 車検証の写し
 - ② 別紙「車両取付看板図・補助運転者」を添付し、**2通提出**してください。
 - ※ 申請に際しては、車両の持ち込みは不要です。
 - ※ 申請書は、警察署にもあります。
- (2) 申請先は、**出発地を管轄する警察署**となります。
- (3) 警察署における申請の受付及び許可証の交付手続は、平日の9:00~16:00となります。
警察署では、通常、許可証の即日交付を行っておらず、申請受理後、後日に許可証を交付するので、余裕を持って申請をしてください。

2 申請書記載要領

- (1) 標題の「**設備外積載**」を○で囲んでください。
- (2) 「申請者」は、自動車を運転する**主たる運転者**の住所、氏名を記載してください。
車両の**運転者が複数の場合は**、「別紙」の運転者2名以上の場合の運転者欄を使用し、補助運転者の住所、氏名、免許種別、免許番号を記載してください。
- (3) 「申請者の免許の種類」は、運転者が保有する免許の中で当該車両を運転することができる**最上位の免許種別**を記載してください。例)「大型免許」「中型免許」
- (4) 「車両の種類」は、**普通乗用自動車、普通貨物自動車**などと記載してください。
- (5) 「番号表に表示されている番号」は、**車両のナンバー**を記載してください。
- (6) 「車両の諸元」は、**車検証に記載されている長さ、幅、高さ**、貨物車の場合は最大積載量を記載してください。
- (7) 「運搬品名」は、「**選挙運動用看板**」と記載してください。
選挙用看板の大きさは公職選挙法に定められていますが、**看板を積載した全体地上高が3.8m(軽自動車及び三輪自動車は2.5m)以内で、落下しないよう堅ろうな方法で固定**してください。
車体の幅からはみ出して積載する場合は、別途許可が必要となる場合があります。
 - ※ 「運搬品名」に候補者等の記載は不要です。
 - ※ 自動二輪車など車種によっては、制限が変わることがあります。
- (8) 「運転の期間」は、**設備外積載車両の運転を開始する日時から、設備外積載車両の運転が終了する日時までの間**を記載してください。
 - ※ ただし、選挙運動は公職選挙法に定められた期間で実施してください。設備外積載の許可は、選挙運動を許可するものではありません。
- (9) 「運転経路」は、**出発地は設備外積載で運転を開始する住所、経由地は選挙区名、目的地は設備外積載の運転が終了する住所として、字名まで「〇〇市〇〇△丁目」などと記載し、通行する道路は「選挙区内及び選挙区に至る道路」と記載**してください。
- (10) 訂正等があった場合の連絡先として、申請書の右欄外に**申請者の電話番号**を記載してください。

連絡先電話番号

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

許 可 申 請 書

令和〇〇年△△月□□日

〇〇〇 警 察 署 長 殿

住 所 〇〇市・・・・

申請者 ・・・〇〇-〇〇

氏 名 〇 〇 太 郎

申請者の免許の種類	中型免許	免許証番号	2000011110000		
車両の種類	普通貨物自動車	番号標に表示されている番号	〇〇400た0000		
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量	
	4.55 m	2.22 m	3.05 m	kg	
運搬品名	選挙運動用看板				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重 量	
	m	m	m	kg	
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右	
	m	m	m	m	
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員			
別紙略図面のとおり					
運 転 の 期 間	令和〇〇年△△月□□日から令和〇〇年△△月□□日まで				
運 転 経 路	出発地	経由地	目的地		
	〇〇市△丁目	〇〇選挙区一円	〇〇市△丁目		
	通行する道路		選挙区内及び選挙区に至る道路		
第 号	制限外許可証				
	設備外積載で運転を開始する住所		設備外積載の運転が終了する住所		
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。					
条 件					
	年 月 日				
	警 察 署 長 印				
	設備外積載で運転を開始する日時から、設備外積載の運転が終了する日時までの間				

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

